

公共劇場舞台技術者連絡会 講師等謝礼金基準

本基準において謝礼金とは、「専門分科会」など研修会もしくは、講習等への出席・講演・助言等による知識や意見等の提供を行う依頼先に対して支払う謝礼をいい、年間の事業予算の範囲内で支給することができる。

謝礼金は、下記の通りとし、交通費等は実費分を支給する。

講師料金 16,400 円 (2 時間程度)

※上記基準にないものは、その都度会長が定める。

令和 2年 5月 12日から施行する。